

## 長崎市農業委員会 令和3年12月総会 議事録

1 日 時 令和3年12月27日(月) 14:00 開会  
15:00 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄

### 4 出席農業委員(19名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡 亜也子
平尾 政博	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀
山口 邦俊	山口 眞佐栄	山崎 実男	山脇 貞雄	

### 5 出席推進委員(20名)

池田 憲二	今村 秀喜	岩尾 直己	尾崎 正孝	城戸 利美
久保 正	柴原 恵	田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭
中山 辰也	野口 弘人	野本 英世	濱口 雅洋	増田 茂
松本 貞幸	三浦 孝路	森内 悟己	森保 欣也	山下 和孝

### 6 欠席推進委員(4名)

浦川 英敏 川添 孝則 濱口 敏夫 村田美津枝

### 7 出席職員

【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長  
赤池主事

### 8 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年12月農業委員会総会を開会いたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、12月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、20名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。赤瀬孝則委員と井川義英委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○赤瀬委員・井川委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が9件ございます。まず初めに、第1号議案、「長崎市都市計画審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。長崎市都市計画審議会につきましては、長崎市都市計画審議会条例に基づき設置され、長崎市の都市計画の決定、変更、廃止等について審議を行っている機関で、現在20名の委員により構成されており、農業委員会からも農林部門の学識経験者として平尾会長が委嘱されております。現委員の任期が、令和4年2月9日をもって満了となることから、次期委員の選任について長崎市長から推薦依頼があったため、この議案を提出するものでございます。議案書の3ページをご覧ください。長崎市都市計画審議会条例でございますが、農業委員会から推薦する委員は、第2条第2項第1号の学識経験のあるものにあたり、その任期は、第3条第1項第1号のとおり、任命された日から2年ということになっております。2ページにお戻りください。こちらが、長崎市長からの推薦依頼です。本文下から4行目の「なお」以降に記載のとおり、〇〇委員を引き続き推薦して欲しい旨のお願いがっておりますことから、農業委員会からは〇〇委員を引き続き推薦することにつきまして、ご審議いただきたいと思います。なお、資料の6ページには長崎市都市計画審議会運営規定を、10ページには現委員の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

---

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、この件について何かご意見、ご異議などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、農業委員会から〇〇委員を推薦することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、推薦につきましては、事務局において手続きをお願いします。続きまして、第2号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 第2号議案について、ご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、長崎市長より農業委員会に意見を求められているもので、今回駐車場用地とすることを目的とした1件3筆について農用地区域の除外申請がっております。12ページをご覧ください。申請者は、福岡県福岡市在住の〇〇さんです。目的は、当該農地に隣接する〇〇が、施設利用者の増加により駐車場が不足している状況にあることから、駐車場用地として活用するための農用地区域除外申請です。物件の所在地は、申請者本人が所有する、中里町の田350㎡のうち147㎡、同じく畑121㎡のうち108㎡、合わせて255㎡、及びこの2筆の農地の中に通っている赤道33㎡の合計288㎡です。申請地の位置図についてはスクリーンをご覧ください。航空写真です。喜々津カントリークラブの東側に位置しております。次が5千分の1の農用地区域の表示図です。次が、千分の1の表示図です。申請地は、農用地区域の周辺部に位置しており、農振青地の部分と農振白地の部分があり、その一部は赤道及び公共用地となっている農地で、現況は田となっております。次が、計画平面図です。次が、現地の写真です。現地の写真が2枚あります。立会委員の意見にもありますとおり、隣接地への影響の有無、経費等の検討を行った結果、他に適当な土地がなく、農地を分断することのない当該地が適当と判断されるもので、農地内を通っている赤道についても、道路付替を行い、公共用地についても払い下げ申請を行うこととなっております。また、土砂流出被害防除措置として擁壁を設けること、隣接する農地と反対側の水路に放流する排水計画がなされていることから被害防除計画は適当と思われ、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えられます。現地調査につきましては、12月1日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員にご確認いただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明がござ

---

いましたが、この件について皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地台帳登載申請の承認について」ですが、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番と関連がございますので、併せて審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは第3号議案、農地台帳登載申請の承認についてご説明いたします。議案書の13ページをご覧ください。農地に関する説明につきましては、第4号議案においてご説明いたしますので、本議案では、申請者の就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。申請者は、1に記載のとおり、出島町に所在を置く〇〇で、農地所有適格法人として、農地法3条により農地を取得する申請がっております。構成員及び就業状況は、代表取締役である〇〇さん1人で、年間の農業従事日数は合計200日で申請がっております。申請者は、今回法人として農地を取得することになりますので、農地所有適格法人として農地法に規定する4つの要件、一つが法人形態要件、それから、事業要件、構成員要件、役員要件、すべての要件を満たしております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおりで、今回取得しようとする西海町の農地5筆、合計10,555㎡でアボカドの栽培を行うこととしております。今後の経営計画としましては、アボカドを収穫できるようになるまでに4、5年かかると想定していることから、しばらく収益は見込めませんが、収穫できるようになったら青果市場に持っていくこととして現在調整が行われている状況です。主な農機具につきましては、トラクター1台、耕うん機2台、動力噴霧器1台、草刈機1台、普通トラック1台、農用施設として温室1棟、農業用倉庫1棟を所有しております。第3号議案についての説明は以上です。引き続き、農地に関する事項につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、西海町の〇〇が所有する、西海町の農地5筆10,555㎡について、出島町の〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農地所有適格法人を設立し新規就農するためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の西側に位置して

おります。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇番と〇〇番〇の写真、次が、〇〇番の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものであります。第2号の農地所有適格法人要件は、農地法第2条第3項の要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が10,555㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、12月15日に森山安男農業委員、川添孝則推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から第3号議案及びこれに関連する第4号議案1番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について原案のとおり承認すること及び第4号議案1番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について原案のとおり承認すること及び第4号議案1番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から2番の説明をお願いします。

○農地係長 第4号議案2番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地2筆1,357㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営の規模縮小ためであり、譲受人の自作地が近隣にあり耕作管理が容易なためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で600日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,810㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、12月15日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に

問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案2番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。本件は、横浜市鶴見区の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆について、住宅用地として利用する目的で申請がなされたものでございます。また、本件は、昭和61年から既に住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。当該地は〇〇さんが相続により取得されておりますが、〇〇さんの母である〇〇さんが、昭和61年に〇〇番〇の宅地に住宅を建築する際に、隣接する〇〇番〇の農地部分にまたがって建築をし、2筆を宅地として利用されているものになります。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会いにつきましては、11月17日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。本件は、本河内2丁目の〇〇さんが所有する本河内4丁目の農地1筆及び本河内4丁目の〇〇さんが所有する本河内4丁目の農地1筆について、福岡市博多区の〇〇さんが駐車場に使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。本河内高部水源地の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。当該地は調整区域ではありませんが、開発行為の緩和地区で宅地化が進んでおり、周辺に駐車場がなく駐車場の要望が多いことから、〇〇氏の友人である〇〇氏が、土地を譲り受けて駐車場整備を行う計画であります。駐車場はアスファルト舗装され、8台の月極め駐車場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、譲渡人の〇〇さんが所有する隣接地〇〇番〇の側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。立会につきましては、11月17日に岩本隆農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は引き続き16ページをご覧ください。本件は、黒浜町の〇〇さんが所有する黒浜町の農地1筆について、子供である黒浜町の〇〇さんが、住宅用地に利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、昭和64年から既に住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒浜ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。本件は、昭和64年に転用許可を取らずに子供の住宅が建築されたものです。雨水排水につきましては道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、12月15日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員にお願いし、隣接農地への影響についま

して、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、第6号議案3番についてご説明いたします。議案書は引き続き16ページをご覧ください。本件は、亡〇〇相続財産である現川町の農地4筆について、現川町の〇〇が障害福祉施設建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。現川駅の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。赤で囲んだ農地と青で囲んだ宅地を併用した計画となっております。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地でおおむね300m以内に鉄道の駅が存在する、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。敷地は現状のまま利用し、雨水排水につきましては道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、12月17日に後山裕義農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案については許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第7号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、2番については、鳥越委員の同居の親族が関連する案件となっておりますので、他の議案と分けて最後に審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第7号議案1番についてご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。本件は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地6筆8,560㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地6筆8,560㎡について、20年間の使用貸借により、子である琴海戸根原町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。今回は、使用貸借期間を10年から20年に変更して再設定するものであります。設定後の経営面積は、10,127㎡となり、利用につきましてはアスパラガスの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写



真でございます。琴海中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇と〇〇番の写真、次が、〇〇番〇と〇〇番〇、〇〇番〇の写真になります。現地調査は12月7日に平尾政博農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地2筆8,068㎡のうち3,060㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,060㎡について、10年間の賃貸借により、琴海村松町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。本件は、9月の総会で一度ご承認いただいた案件ですが、所有者・借受人・公社で現地立会いをしたところ、借り受ける農地の範囲に誤りがあったことから、前回契約を合意解約し、新たに設定するものでございます。設定後の経営面積は、7,659㎡となり、利用につきましては野菜の栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地調査は、12月15日に森山安男農業委員、川添孝則推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は引き続き18ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地2筆967㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆967㎡について、10年間の使用賃貸借により、ダイヤランド2丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,105㎡となり、利用につきましては樹園地を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地調査は11月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第7号議案1番及び3番並びに4番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第7号議案1番及び3番並びに4番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案1番及び3番並びに4番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第7号議案2番について、審議いたします。  
○○委員は一時退席をお願いします。

— ○○委員退席 —

○議長 それでは事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 第7号議案2番についてご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。本件は、西山4丁目の○○さんが所有する、川内町の農地1筆882㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆882㎡について、5年間の使用貸借により、戸石町の○○一さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,921㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。戸石小学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は12月16日に尾崎正孝推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第7号議案2番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第7号議案2番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案2番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き議案の審議を行いますので、○○委員の復席を認めます。

— ○○委員復席 —

○議長 続きまして、第8号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」ですが、4番については、○○委員が対象の案件となっておりますので、他の議案と分けて最後に審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、第8号議案1番と2番については関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の19ページをご覧ください。1番は、平成31年3月に中間管理機構へ利用集積した琴海形上町の農地1筆1,254㎡について、賃貸借により西海市西彼町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の7年2カ月となっております。

続きまして2番は、平成30年8月に中間管理機構へ利用集積した琴海形上町の農地1筆3,065㎡について、使用賃貸借により西海市西彼町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の6年6カ月となっております。配分後の経営面積は、16,698㎡となり、今回配分された農地では水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南側と西側に位置しております。次が、拡大したものになります。こちらが1番の拡大写真、次が、2番の拡大写真になります。次が、現地の写真です。こちらが1番の〇〇番〇の写真、次が、2番の〇〇番の写真になります。現地調査は12月15日に山脇貞雄農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。本件は、平成31年3月に中間管理機構へ利用集積した琴海形上町の農地1筆982㎡について、賃貸借により琴海大平町の〇〇さんへ配分する計画でございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の7年2カ月となっております。配分後の経営面積は、11,379㎡となり、今回配分された農地では水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は12月15日に山脇貞雄農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第8号議案1番から3番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第8号議案1番から3番について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第8号議案1番から3番について、異議なしとすることに決定いたします。引き続き、第8号議案4番について審議いたします。案件の対象である〇〇委員は一時退席をお願いします。

— ○○委員退席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、4番についてご説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。本件は、令和2年3月に中間管理機構へ利用集積した琴海形上町の農地1筆1,349㎡について、使用貸借により琴海形上町の○○さんへ配分する計画でございます。使用貸借期間は当初5年が設定されており、今回の配分計画は残期間の3年1カ月となっております。配分後の経営面積は、32,800㎡となり、今回配分された農地では水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は12月15日に久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第8号議案4番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第8号議案4番について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第8号議案4番について、異議なしとすることに決定いたします。引き続き議案の審議を行いますので、○○委員の復席を認めます。

— ○○委員復席 —

○議長 続きまして、第9号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第9号議案についてご説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が4件、合計筆数が13筆、合計面積が14,296㎡について、個別案件の非農地通知申出書が提出されております。

1番は、長浦町の○○さんが所有する長浦町の農地1筆で、面積は8,310㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北西に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、

現地の写真です。現地の立会いは、12月7日に平尾政博農業委員にお願いしております。

続きまして2番は、神浦江川町の〇〇さんが所有する赤首町の農地1筆で、面積は712㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。大野教会の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、12月16日に鶴田安明推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、八つ尾町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地5筆で、面積は合計2,385㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立会いは、12月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、茂木町の〇〇さんが所有する茂木町の農地6筆で、面積は2,889㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地の立会いは、12月14日に山口眞佐栄農業委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第9号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第9号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第9号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、報告事項1についてご報告いたします。資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の4ページから5ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、10件提出されました。続きまして、資料の6ページから7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、7件提出されました。合計23件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、12月10日に開催されました。資料は、8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は県内の全農業委員会において諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。令和3年度の目標部数は148部となっております。先月の報告以降、中止の申し出が1件ございましたので、現在の購読部数は128部で、目標部数に20部足りない状況となっております。引き続き委員の皆様にご協力をお願いいたします。

次に、その他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」ですが、資料の2ページ及び3ページに下半期の活動記録集計表を掲載しております。なお、現在事務局で今年度の農地利用最適化交付金の実績見込みについての作業を行っているところです。委員の皆さんにおかれましては、今年4月からの活動記録カードを記載漏れ等がないかも一度再確認いただきたいと思います。追加での記載がある場合は、事務局までご連絡ください。

活動記録カードの1から27までの活動が対象となりますが、現時点で見た中で月の活動で1から27までの活動が確認できていない活動記録カードもございますので、日ごろ地域の方からのちょっとした相談等についても対象となるものがあります。活動することにより毎月約6,000円の報酬が上乘せされることとなりますので、再度ご確認くださいませようをお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

○山協委員 今月の24日に、長浦におきまして、琴海地区の農業振興検討会を開きました。その時に人・農地プランとか、琴海の各地区の基盤整備の問題とか、ハウスのリースとかについて、検討会をしました。以上です。

○議長 他にございませんか

○久保推進委員 報告というか、うちの親戚の農地の話なんですけれども、正確に覚えていないんですが、2、3年前に中間管理機構の方で配分を受けた土地が、借りている人がやめたいということで、誰かする人がいないだろうかという話を聞きまして、今朝、見に行きましたが、セイタカアワダチソウが2m以上生い茂って、そこは主にデコポンとか中晩柑が植わっている畑なんですけれども、かろうじて果実が残っている、なっぺはいるんですけれども、後は枯れるのを待つばかりといった状況でした。ただ、その畑は十何年か前に、事業で基盤整備された畑で、傾斜はきついんですけれども、エスエスが全部入れるように園内道も整備された所で、その園内道もイノシシが石を落としたりして、言えば悲惨な状況になっておりました。元々は同じ地区の方がきちんと管理されていたんですけれども、農地を持っている人からすれば、中間管理機構に預けた途端あつという間に荒れてしまったと言われても仕方がない状況かなと思います。一応報告なんですけれども、確認のために、借りた人は維持管理をすとか、やむを得ず返す場合は、きれいにして返さないといけないとか、そういった義務的なものはないんでしょうか。あと、借りている人ができない場合は、代わりに中間管理機構が管理すとか、ありはしたようなんですけれども、この畑の場合は果樹なので、枯れてしまえば後を回復するには、木を切って、苗木を植えるしかないと思います。多分このまま荒れていくのを見るだけかなと思います。あと、利用状況調査をしていると、時々配分を受けた畑なんだけれど、ここは何もしていないなという所がたまにあるんですけれども、そういった時我々は、委員として何か報告なり、耕作者に指導するなり、話位は聞かないといけないのかなと、そういうアクションをしないといけないのでしょうか。現地立会いで畑を見るんですけれども、それを借りる人がどういう人かわからない。知っている信頼できる人は全く問題ないんですけれども、よそからの初めて聞くような名前の方がたまにありますので、本当はそういう時はその人も一緒に立ち会って、ああ、この人ならと、少しは、事務局ではその辺は把握されているんだろうと思うんですけれども、一委員としてはその辺が時々心配に、この人なら大丈夫かなと思う時があります。以上です。

○議長 事務局から何かありますか。

○農地係長 今、中間管理機構に貸している分で耕作されずに荒れている所があるというお話だったと思うんですけれども、具体的に後で個別にどこの分か教えていただきたいと思います。それでこちらから機構の方に借りている人にどういう条件になっているのか確認をして、指導してもらいたいと思いますので、後で場所を具体的に教えていただければと思います。

○議長 それからやはり、補助事業を受けて基盤整備をした人は、かなりの金額の補助を受けているんですよ。そういう人たちが最後まで責任を持たずに手放すというのがね、私はちょっと。短期間で手放して、基盤整備をただで果樹なんか放す人がおられますので、そこら辺をやはり追認をちゃんとすべきなんじゃないかなと、補助事業はね、その

辺りは今からの課題ですけれども、補助事業なんかはやはり追認をしていくべきではないかなと考えております。以上です。いいですか、久保推進委員。

○久保推進委員 はい。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和4年1月、2月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、資料は4のページをご覧ください。まず1月の行事予定ですが、7日金曜日に長崎県農業会議常設審議委員会に平尾会長が出席される予定です。20日木曜日が、令和3年度全国農業委員会会長・事務局長会議の後期が開催され、会長と事務局長が出席される予定です。21日金曜日に農業委員会運営委員会、27日木曜日に農業委員会総会を開催する予定です。次に、2月の行事予定です。10日木曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日月曜日が運営委員会、28日月曜日が農業委員会総会を開催する予定としております。行事予定については以上になります。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで12月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。